



## 裁 決 書

審査請求人

住所

氏名

上記審査請求人（以下「審査請求人」という。）から平成23年10月21日付けで提起のあった、**〇〇〇**福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が生活保護法（昭和25年法律第14号。以下「法」という。）第26条の規定に基づき平成23年8月8日付け**〇〇〇**第87934号で行った保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

### 主文

本件処分を取り消す。

### 理由

#### 1 審査請求の趣旨および理由

##### (1) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す、との裁決を求める。

##### (2) 審査請求の理由

ア 保護廃止決定通知書が郵送されておらず、正式な保護廃止決定通知書が存在していないのではないか。

イ 処分庁は、居所不明という理由で処分を行っているが、事実誤認によるものである。

#### 2 認定事実および判断

##### (1) 認定事実

審査請求人から提出のあった審査請求書および反論書ならびに処分庁から提出のあった弁明書および関係資料によれば、次の事実が認められる。

平成23年5月26日 審査請求人が住んでいる住宅管理者より、6月以降の賃貸借契約更新を行わない旨の連絡が処分庁にあったため、6月1日付けで家賃認定削除を行う。

平成23年6月3日 審査請求人が処分庁へ行き、6月分保護費を受け取る。処分庁より審査請求人に対し、新しい物件を探すよう伝える。

平成23年7月4日 審査請求人が処分庁へ行き、7月分保護費を受け取る。住宅

管理者と面接し、処分庁から居室について今後どうするかしつかり話し合うよう審査請求人に対し指導を行う。

平成23年7月20日 住宅管理者より、処分庁に連絡があり、内容は、審査請求人と会い、7月末日に退居する約束を行ったとのこと。

平成23年8月2日 処分庁が、住宅管理者および警察官とともに審査請求人宅に入り、家財道具がほとんどないことを確認。

同日、受診のため[ ]に来院した審査請求人と処分庁が電話で話す。処分庁より現在の転居先を尋ねるが、審査請求人は答えずに電話を切る。

平成23年8月3日 [ ]会個人宅より、審査請求人が来ている旨、処分庁に連絡があるが、審査請求人が現在どこに住んでいるかは不明。

平成23年8月8日 処分庁は、審査請求人の居所不明により、8月1日付けで保護廃止決定を行う。

## (2) 判断

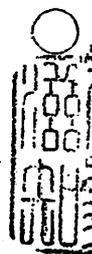
本件審査請求においては、保護廃止決定通知書の存否および居所不明による廃止決定が妥当であったかという点について判断を行うものとする。

はじめに、審査請求人が主張している保護廃止決定通知書（以下「通知書」という。）が存在しないという点についてであるが、処分庁の弁明書によると、平成23年8月8日付けの通知書を郵送していること、通知書の控えがあること、同年9月2日に通知書控えの写しを審査請求人に渡していること等が確認できる。

確かに、処分庁が、8月3日の時点で審査請求人が既に退居していることが判明している同住居に8月8日以降郵送していることや、その方法も普通郵便で発送していることについては、通知を確実に行うという点から他に代替すべき方法もあったと考えられる。

しかしながら、通知書の発送先の特定が困難であったのは、処分庁からの所在地の確認について審査請求人が答えなかったことによるものであり、また、通知書の発番を取得していること、通知書の控えが存在すること等からすると、通知書が存在しないとまでいうことはできず、本件処分を取り消す理由にはならない。

次に、居所不明により本件処分を行ったことの妥当性についてであるが、法第19条第1項は「都道府県知事、市長及び社会福祉法に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない」と規定し、同項第1号において「その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者」を、同項第2号において「居住地がないか、又は明らかでない要保護者であって、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現



在地を有するもの」を定めている。

また、法第61条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならない」とあり、被保護者に対して居住地の異動等があったときの届出義務を課しているが、一方、法第25条第2項は、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活実態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、すみやかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない」と保護の実施機関側にも職権調査義務を課している。

このことを踏まえ本件処分について検討すると、処分庁は、平成23年8月2日に住宅管理者および警察官とともに審査請求人宅に入り、家財道具がほとんどないことを確認し、翌日3日には、審査請求人は住む所がないため、[REDACTED]会個人宅に転入し、個人宅より処分庁に連絡があり、処分庁は個人宅を通じて審査請求人に居住地を尋ねるも、どこに住んでいるかが判明しないため、同年8月8日付けで本件処分を行った。

処分庁は、平成23年5月26日に住宅管理者から、6月以降の賃貸借契約更新を行わない旨の連絡があった以降、数回にわたり審査請求人に新しい転居先を探そう指導を行っているが、審査請求人が真摯に転居先を決めなかったという点や処分庁からのどこに住んでいるかとの質問に対しても明確に答えなかった点等については、審査請求人にも問題がなかったわけではない。

しかしながら、上記のとおり、審査請求人は、平成23年8月3日に処分庁の管轄内にいたことが判明しており、音信不通でまったく連絡が取れないということでもなかったことから、早急に保護廃止決定を行った本件処分は不当であるといえる。

よって以上のとおり、審査請求人の主張には理由があるため、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成24年4月16日

審査庁 滋賀県知事

嘉田 由紀子

